

秦野市ごみの散乱防止等に関する条例で定める環境美化重点地区の一部変更について

秦野市ごみの散乱防止等に関する条例により、空き缶、吸い殻等の散乱並びに犬その他愛玩動物のふん等による汚染の防止を特に必要と定める区域を環境美化重点地区、不法投棄の防止を特に必要と認める区域を不法投棄防止重点地区として指定することができることと規定しています（平成9年4月1日施行時に指定）。

このうち環境美化重点地区については、条例施行時から現在までの間に現況と相違が生じていることから、次のとおり変更するものです。

**環境美化重点地区について**

環境美化重点地区は、環境美化指導員（平成27年現在3名雇用、1～2名ずつの交代勤務）が巡回し、ポイ捨て等の指導を行う区域のことです。現在は4駅の広場を中心に美化指導員の巡回を行っています。

環境美化重点地区

重点地区の名称	区 域	変更内容	変更理由、備考
秦野駅周辺 環境美化重点地区	<p>【北口】 秦野駅北口広場＋歩行者専用道（湧水周辺）＋市道82号線（まほろば大橋含む）＋市道650号線（同駅北口広場に接する区間）＋市道6号線（秦野橋～平成橋までの区間）</p> <p>【南口】 秦野駅南口広場＋市道86号線（市道734号線との交差点までの区間）＋市道732号線（尾尻931に接する区間）＋市道734号線（尾尻931、932に接する区間）</p>	南口駅前広場とその周辺道路を追加	南口駅前広場開設のため。
渋沢駅周辺 環境美化重点地区	<p>【北口】 渋沢駅北口広場＋県道706号線（国道246号交差点までの区間）＋市道84号線＋市道866号線（北口広場から県道708号線差点までの区間）</p> <p>【南口】 渋沢駅南口広場＋市道89号線＋市道15号線（県道708号線交差点から曲松1丁目1-12前面までの区間）</p>	南口駅前広場とその周辺道路を追加	南口駅前広場開設のため。
東海大学前駅周辺 環境美化重点地区	東海大学前駅南口広場＋市道9号（同広場に接する区間）＋県道614号（同広場に接する区間）＋同駅北口ロータリー＋市道65線（同駅北口ロータリーに接する区間）	南口駅前広場を追加	南口駅前広場開設のため。

重点地区の名称	区	域	変更内容	変更理由、備考
鶴巻温泉駅周辺 環境美化重点地区	鶴巻温泉駅北口広場＋市道8号線＋県道612号（踏切前から鶴巻北1-1-3前面までの区間）		変更無	現在計画中の南口広場は、供用開始に併せて美化重点地区に指定します。
水無川緑地 環境美化重点地区	水無瀬橋から新常盤橋までの河川沿い遊歩道及び緑地部分（約3.8km）		桜橋～新常盤橋の区間を追加	遊歩道利用者増のため、重点地区を拡大。管理については公園課の委託業者（シルバー人材センター）による定期的な清掃が行われているため、悪質な不法投棄等があった際に啓発巡回を行うもの。
運動公園環 境美化重点地区	中央運動公園（こども公園を含む。）及びその周辺道路の歩道		変更無	

不法投棄防止重点地区（参考）

重点地区の名称	区	域
羽根林道 不法投棄防止重点地区	市営・羽根林道の全区間及びその沿線（約3.3km）	
秦野清川線 不法投棄防止重点地区	県道70号・秦野清川線のうち、蓑毛橋から護摩屋敷までの区間及びその沿線（約10km）	

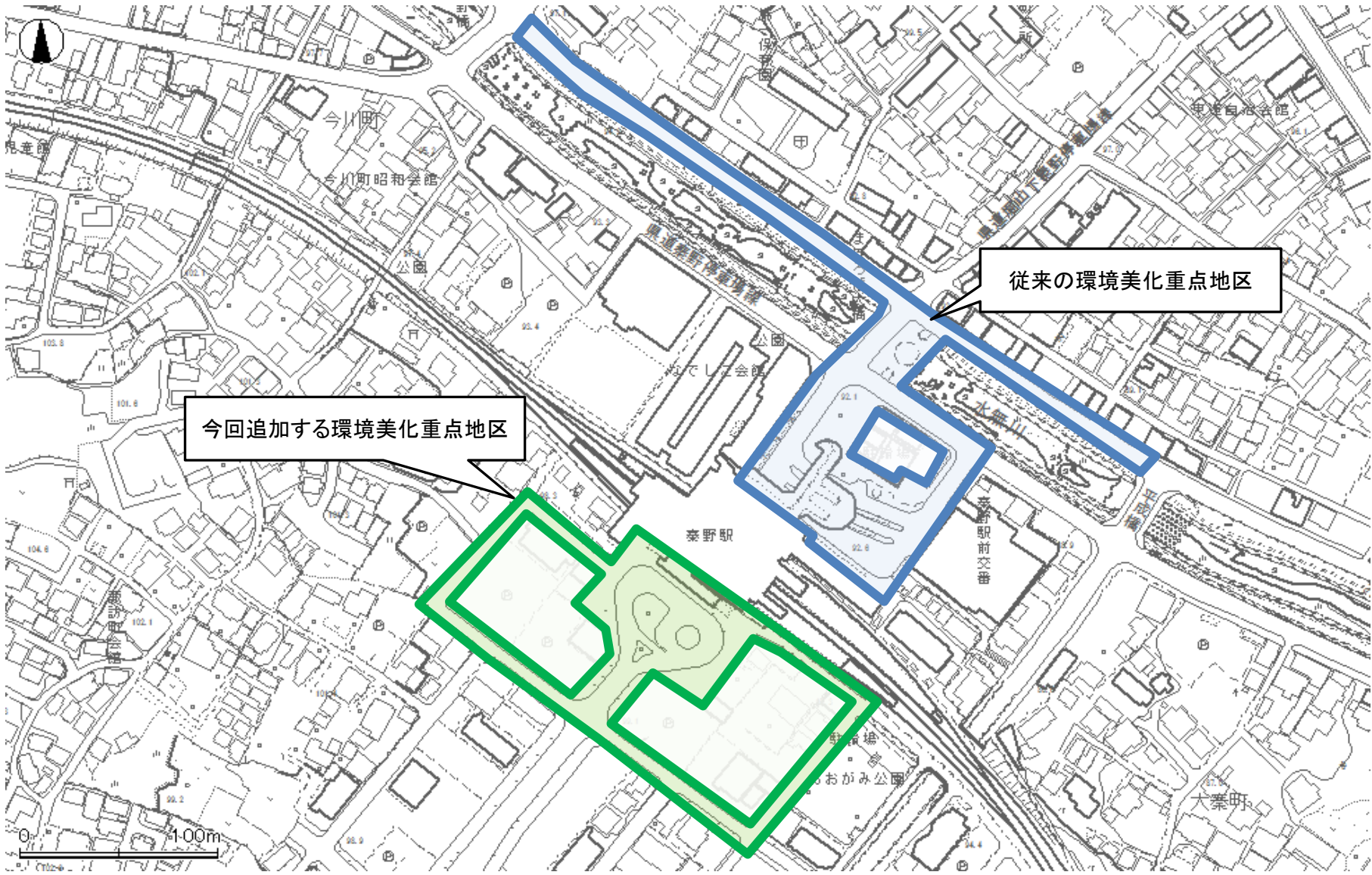
（重点地区の指定及び秦野市環境美化指導員の設置）

第7条 市長は、環境の美化を推進するため、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに犬その他愛がん用動物のふん等による汚染の防止を特に必要と認める区域を環境美化重点地区とし、並びに廃棄物の不法投棄の防止を特に必要と認める区域を不法投棄防止重点地区として指定することができる。

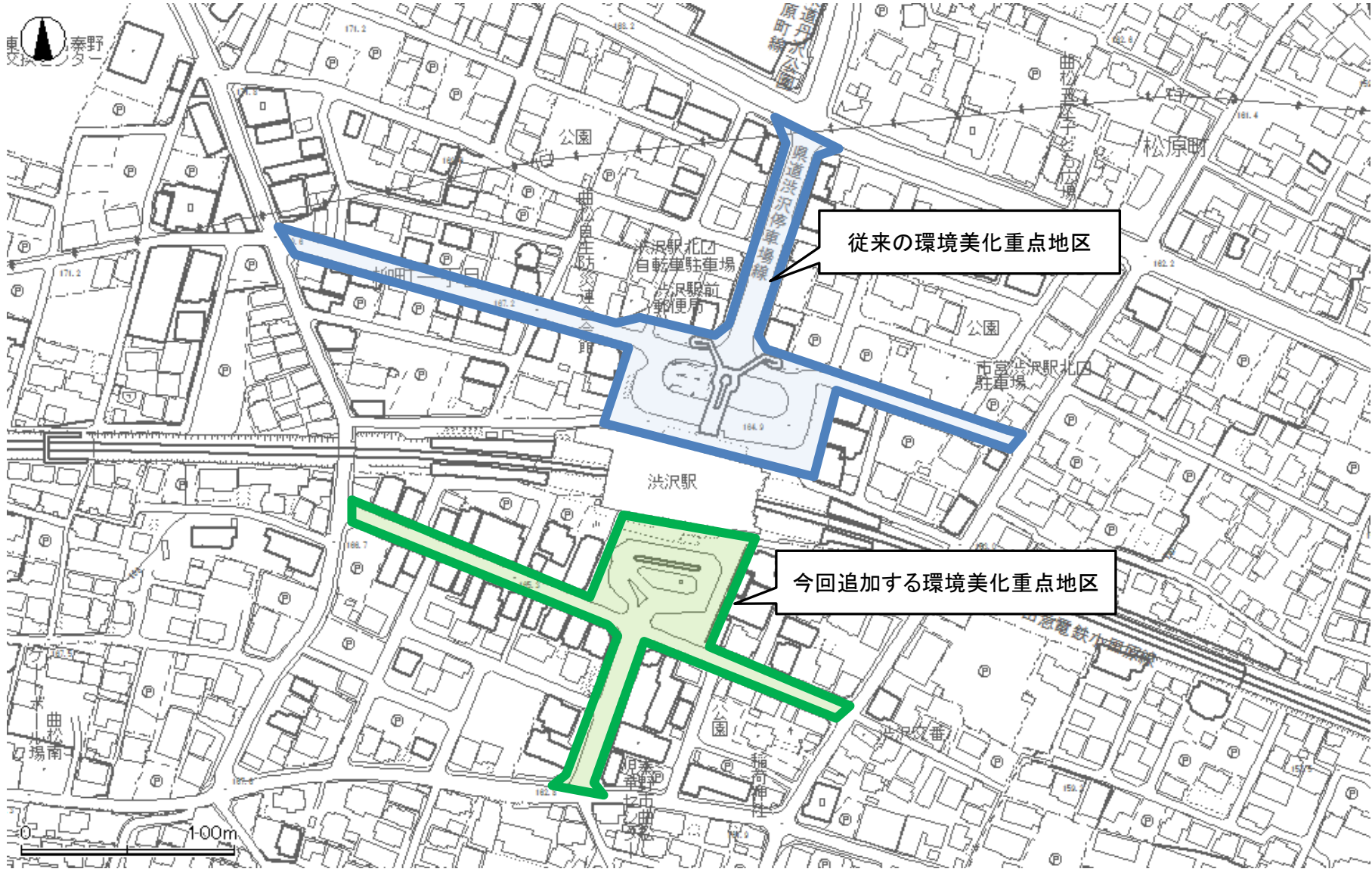
2 市長は、前項の指定をした場合において、環境美化重点地区における空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに犬その他愛がん用動物のふん等による汚染の防止並びに不法投棄防止重点地区における不法投棄の防止に関する啓発、指導等のため、秦野市環境美化指導員を任命する。

3 市長は、必要と認めるときは、第1項に規定する重点地区以外の区域においても、秦野市環境美化指導員にその職務を行わせることができる。

# 秦野駅周辺環境美化重点地区

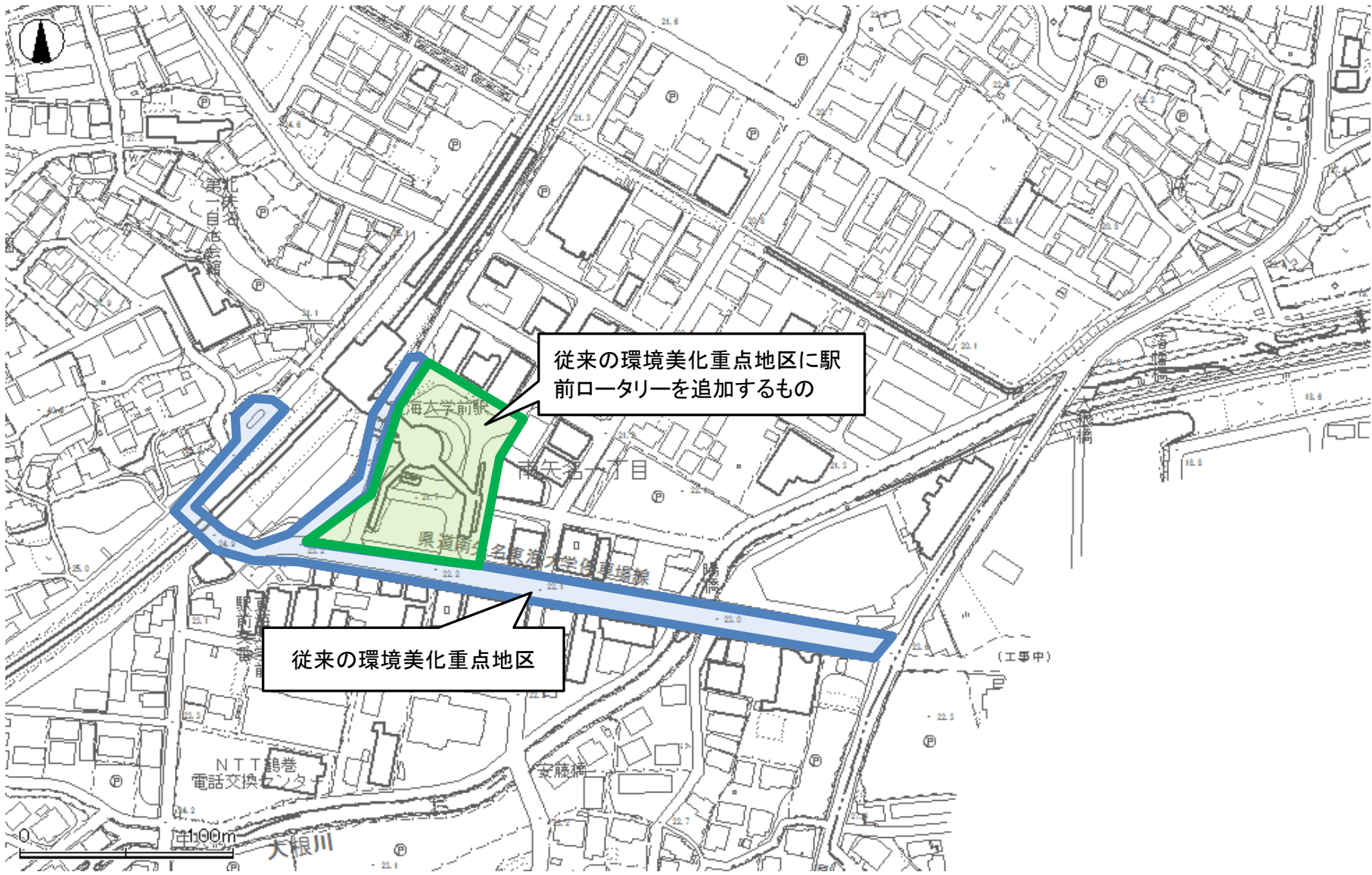


# 渋沢駅周辺環境美化重点地区

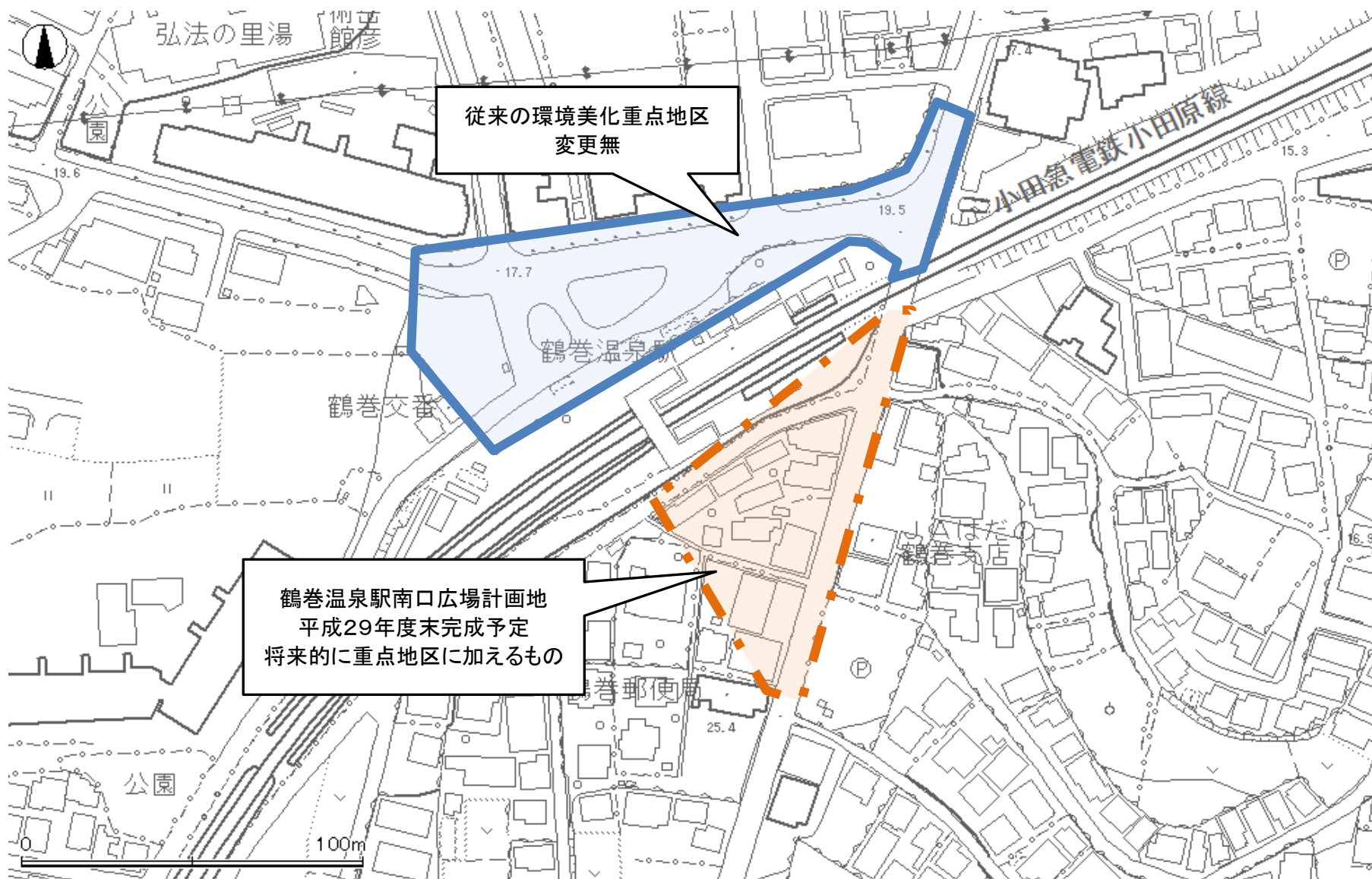




# 東海大学前駅周辺環境美化重点地区



# 鶴巻温泉駅周辺環境美化重点地区



# 水無川・運動公園環境美化重点地区

